

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：中村土建株式会社
業者の住所：栃木県宇都宮市大曾4-10-19
- 2 指名停止措置期間：令和8年6月5日から令和8年6月18日まで（2週間）
- 3 指名停止措置の範囲：東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
静岡県 山梨県 長野県 新潟県

4 事実概要

同社は、関東地方整備局発注の「R6松木山腹工（大畑沢）工事」において、令和7年6月25日9時20分ころ、ケーブルクレーン上部タワー付近で横行索の盛替え作業を行っていた際、サイドステー（控ワイヤー3本）を設置していた岩塊が砕け、サイドステーが抜けたことで上部タワー柱がバランスを崩し転倒し、上部タワー下部で作業を行っていた作業員に激突し、死亡する工事関係者事故を発生させたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内